

警察庁丙規発第16号
警察庁丙交企発第87号
警察庁丙交指発第38号
警察庁丙都交発第82号
平成7年8月28日

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各付属機関の長

警察庁交通局長

災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の運営について
災害対策基本法の一部を改正する法律(平成7年法律第110号)等の改正の趣旨及び内容等については、「災害対策基本法の一部を改正する法律等の制定及び施行について」(平成7年8月28日付け警察庁乙発第12号)をもって通達されたところであるが、その事務処理上の留意事項は別紙のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

別紙
(凡例)

「法」とは災害対策基本法の一部を改正する法律(平成7年法律第110号)による改正後の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)を、「旧法」とは、改正法による改正前の災害対策基本法を、「令」とは災害対策基本施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第319号)による改正後の災害対策基本法施行令(昭和37年政令第228号)を、「府令」とは災害対策基本法施行規則の一部を改正する総理府令(平成7年総理府令第39号による改正後の災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)をいうものとする。

第1 都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置の拡充に関する規定の整備

1 都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置の拡充(法第76条第1項)

(1) 趣旨

旧法第76条においては、都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路の区間を指定して通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)を行うことができることとされていた。

しかし、災害の程度、被災地域等の地理的状況等によっては、隣接する都道府県のみならず、更にその周辺の近接する都道府県においても、緊急通行を確保する必要がある場合が想定される。また、災害の発生前であっても、例えば台風、津波等が接近し、災害発生の切迫性が高いような場合に、避難勧告・指示、消防・水防等の応急措置の実施・準備等のための人員・物資等の緊急輸送等を確保することは、災害の発生の防衛及び災害の拡大の防止を図る上で重要と考えられる。さらに、災害が一定の広がりをもった地域の全体にわたり発生する場合において、災害の状況等によっては、災害現場及びその周辺等の道路すべてを緊急通行のため確保することが必要となると考えられる。

これらのことから、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置が拡充されたものである。

(2) 内容

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、通行禁止等を行うことができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県又はこれに隣接し、若しくは近接する都道府県において、通行禁止等を行うことができる。

ウ 通行禁止等は、道路の区間を指定して行うほか、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間を指定して行うことができる。

2 通行禁止等に係る手続の整備（令第32条第1項）

(1) 趣旨

災害時等において通行禁止等を行う際には、迅速に行うことが必要であるが、標示を設置して行いうとまがないときや、一度に大量に必要となるため設置して行うことが困難であることが予想されることから、警察官の現場の指示により行うことができることとしたものである。

(2) 内容

通行禁止等を行う際に、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、または標示を設置して行うことが困難であるときは、警察官の現場における指示によりこれを行うことができる。

(3) 留意事項

旧令第32条第1項に規定されていたまわり道の明示に係る規定を削除しているが、今後法令上の位置付けとしては、法第76条第2項に規定されている都道府県公安委員会の周辺措置の一環として必要な場合に行うこととするものである。

なお、通行禁止等を行う際の標示の様式について所要の改正が行われた。
（府令別記様式第1）

3 通行禁止等の対象とならない車両の改正（法第76条第1項）

(1) 趣旨

旧法第76条の緊急輸送車両は「輸送」を行う車両に限られており、緊急輸送車両に該当するか否か文理上疑義のあった車両で災害応急対策の実施のため使用されるもの（ポンプ車等車両と設備が一体となった車両等）を、明確に通行禁止等の対象外の車両とするため、通行禁止等の対象外となる車両を緊急通行車両に改めたものである。

(2) 内容

緊急通行車両を通行禁止等の対象外とする。

(3) 留意事項

緊急通行車両は、

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両
とされており、イについては、都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認に係る標章を掲示しているものに限られるが、アについては、都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要はない。（令第32条の2）

イに該当する車両は、旧法第76条に規定する緊急輸送車両のほか、ポンプ車、クレーン車等特別の構造又は設備を有する車両で災害応急対策を実施するためのもの等が含まれることとなる。

4 緊急通行車両の確認手続の整備（令第32条の2及び第33条第3項）

(1) 趣旨

通行禁止等を行う場合において、緊急通行車両のうち、緊急自動車については、いずれも災害応急対策に従事するものであり、外見上も明らかであることから、都道府県知事及び都道府県公安委員会の確認は必要ないこととされた。

また、標章を掲示することとされている緊急通行車両については、緊急通行車両であることは、標章の掲示のみでは判断し切れない場合が生じ得ることから標章と証明書を一体のものとして運用する必要があるため、証明書についても、確認を受けた当該車両に備え付けるものとした。

(2) 内容

ア 令第32条の2第2項に掲げる車両にあっては、車両の使用者の申出により、都道府県知事又は都道府県公安委員会が確認を行う。（令第33条第1項）

ウ 標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書を当該車両に備え付けるものとする。（令第33条第3項）

(3) 留意事項

ア 緊急自動車にあっては、令第32条の2第2号に該当するものであっても、確認を行う必要はない。

イ 緊急通行車両であることの確認を迅速かつ円滑に行うための事前届出制の整備については、別途通達する。

ウ 令第32条の2第2号に掲げる車両については、確認に係る標章の掲示が緊急通行車両の要件とされているが、証明書の備付けは、要件とされていない。したがって、標章を掲示しているが証明書を備え付けていない車両

も緊急通行車両に該当し、法第114条の規定は適用されないこととなる。
エ 標章については、阪神・淡路大震災において偽造が多発したことに
かんがみ、偽造の困難な様式に改正された。また、証明書の様式についても
所要の改正が行われた。(府令別記様式第2及び様式第3)

5 都道府県公安委員会の周知措置(法第76条第2項)

(1) 趣旨

今回の改正により、交通規制の対象とされる車両の運転者の義務が設けら
れるとともに、交通規制の対象となる道路における強制措置等が定められ、
新たに国民の権利に対する重大な制限が加えられる場合も生じることから、
都道府県公安委員会の通行禁止等に関する事項の居住者等への周知措置を義
務として法定化した。

(2) 内容

通行禁止等を行ったときは、通行禁止等を行った都道府県及び通行禁止等
を行った都道府県に隣接し、又は近接する都道府県の公安委員会は、直ちに
それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道
路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)その他必要な事項について
周知させる措置をとらなければならない。

(3) 留意事項

- ア その他必要な事項について周知させる措置には、通行禁止等の対象、期
間の周知に加えて、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路
についての交通状況に関する情報の提供等一般の交通に支障のないように
するための措置が含まれる。
- イ 周知の手段については規定されておらず、各都道府県公安委員会の判断
によることとなるが、例えば、警察の車両等による広報、テレビ、ラジオ、
当該道路での立看板、情報板、現場警察官の広報等により行うこととなる。

第2 通行禁止等が行われた場合の運転者の義務等に関する規定の整備

1 通行禁止等が行われた場合の運転者の義務(法第76条の2第1項及び第2項 関係)

(1) 趣旨

旧法第76条は、通行禁止の対象とされる車両の運転者がどのような措置を
講ずべきかを明らかにしていないが、阪神・淡路大震災において交通規制に
違反して通行する車両により、緊急通行車両の円滑な通行に支障が生じたこ
とにかんがみ、交通規制がなされた道路において運転者が講ずべき措置が法
定の義務とされた。

(2) 内容

通行禁止等の対象とされる車両の運転者の義務の内容が以下のとおり定め
られた。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、区間に在る対象とされ
る車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所(区
間外又は道路外の場所)へ移動しなければならない。

イ 区域に係る通行禁止等が行われたときは、区域に在る対象とされる車両
の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。

ウ ア及びイいずれの場合も、当該移動が困難な場合は、できる限り道路の
左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法によ
り駐車しなければならない。

(3) 留意事項

ア 本規定による義務は、道路上に駐車している車両の運転者を含む規制対
象となるすべての車両の運転者について課せられるものであるが、駐車し
ている車両の運転者が本規定に従わずそのまま駐車を続けていた場合、法
第76条第1項違反(法第114条に罰則の規定がある)とはならない。し
たがって、駐車車両が通行の妨害となっている場合は、法第76条の3に規
定する措置命令等により対処することとなる。

イ 本規定は、通行禁止等の対象とされる車両の運転者の義務であり、緊急
通行車両の運転者のほか、公安委員会の意思決定により通行の制限の対象
から除外されている車両の運転者についても適用されないものである。

ウ (2)ア及びイにおいて、区間に係る通行禁止等と区域に係る通行禁止等
で車両の運転者のとるべき措置が異なるのは、道路の区間に係る交通規制が
行われた場合は、交通規制の対象である道路の区間からの退去は、容易で
時間もかかわらないと考えられるため、速やかに当該道路の区間以外の場
所へ移動することを原則とし、他方、区域に係る交通規制が行われた場合
は、交通規制に係る区域外への速やかな退去は必ずしも容易ではないと考
えられることから、速やかに道路外の場所へ移動することを原則とする
という趣旨であり、いずれの規制が容易に判断できるよう、車両の運転者
に対する周知を徹底する必要がある。

エ 上記規定による駐車については、道路交通法第3章第9節及び第75条の
8の規定は適用しないこととなっているが、災害応急対策の支障となる場
所への駐車が行われないう、指導、広報することが必要である。(法第

76条の2第3項)

オ 改正に伴い、同教則の改正も行われる予定である。(平成7年10月1日施行予定)

2 警察官の指示(法第76条の2第4項)

(1) 趣旨

車両の運転者は、1に述べた法第76条の2第1項及び第2項に規定する義務により、移動又は駐車を行うこととなるが、道路交通の状況によっては、より適切な移動又は駐車があり得るところである。

このため、法第76条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者に対し、状況に応じて、適切な移動又は駐車を行う事を警察官が指示した場合、これに従って移動又は駐車を行わなければならないこととされたものである。

(2) 内容

法第76条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(3) 留意事項

法第76条の2第1項、第2項及び第4項の規定による移動又は駐車については、法第76条第1項の通行禁止等に関する規定は適用されないこととなっている。(法第76条の2第5項)

第3 警察官等の措置命令等に関する規定の整備

1 警察官の措置命令及び措置(法第76条の3第1項及び第2項)

(1) 趣旨

旧法第76条は、規制対象道路において放置された車両等についての措置は規定されておらず、阪神・淡路大震災でも、放置車両が緊急通行車両の通行の著しい支障となっていたところである。また、交通規制そのものの実効性の担保も、専ら罰則によっているところであるが、規制対象道路において多数の車両が通行したため交通渋滞が発生し、緊急通行車両の通行に著しい支障を来したところである。

このような経験にかんがみ、交通規制の対象となる道路において、交通規制に違反して通行している車両、放置車両等のため緊急通行車両の通行が妨害されることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、これに対処するための措置を講ずることができるようにすることとしたものである。

(2) 内容

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときに、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じることができる(法第76条の3第1項)

イ アにより措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。(法第76条の3第2項)

ウ イの場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる(第76条の3第2項)

(3) 留意事項

ア 上記措置については、次の2で述べる自衛官、消防吏員が行う場合も含め、法第76条第1項の規定による通行禁止等並びに第76条の2第1項、第2項及び第4項の規定は適用しないこととされている。

イ 破損については、具体的状況に応じ様々な形態の破損が想定される場所であり、JAF、重機会社等との協定を締結する等所要の措置を講じておく必要がある。

2 自衛官及び消防吏員の措置命令及び措置(法第76条の3第3項、第4項及び第6項)

(1) 趣旨

新法においては、現行の交通規制に関する措置を拡充するとともに、緊急通行車両の通行の確保を図る観点から、当該交通規制に係る通行禁止区域等における措置命令等を警察官が責任をもって行うこととされている。

しかしながら、災害の状況いかんにより、警察官が常時措置命令等を行うことができる状況にあるとは限らないことから、「警察官がその場に行っていない場合に限り」自衛官又は消防吏員がそれぞれ自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置命令等を自ら行うことができることとされたものである。

(2) 内容

警察官がその場に行かない限り、自衛隊法第83条第2項(災害派遣)の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、それぞれ自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な

法第76条の3第1項及び第2項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができるとされた。

3 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

(1) 自衛官及び消防吏員は、上記措置をとった場合、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。(法第76条の3第6項)

(2) 留意事項

通知の具体的運用については、現在関係機関と協議を行っているところであり、別途通達する。

第4 国家公安委員会の指示(法第76条の4及び令第33条の2)

1 趣旨

新法第76条第1項の規定により、災害が発生した都道府県又はこれに隣接(近接)する都道府県の公安委員会は交通規制をすることができることとされたところである。

ところで、これら関係都道府県内の交通規制が適切に行われることが、規制の効果をあげ、ひいては災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図る上で重要であるが、災害発生時に、災害の発生した都道府県においては、被災により円滑な交通規制に多大な支障が生じる可能性があること、また、隣接(近接)都道府県においても災害に関する正確な状況の把握が困難となる可能性があること等から、これら関係都道府県の判断のみに委ねていたのでは、必ずしも交通規制が適切に行われるとは限らない場合も生じると考えられる。

したがって、関係都道府県公安委員会の交通規制を適切に行うため、広域的な観点からの判断が可能である国家公安委員会に、関係都道府県公安委員会に対する通行禁止等に関する事項についての指示権が与えられたものである。

2 内容

国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

3 留意事項

国家公安委員会の指示については、関係公安委員会の通行禁止等が齊一に行われていないことその他関係公安委員会による通行禁止等が適切に行われていないか、適切でない通行禁止等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないか、又は行われぬおそれがあるときに行うものとされている。(令第33条の2)

第5 損失補償(法第82条第1項)

1 趣旨

新法においては、警察官等は、措置を行うためやむを得ない限度において車両等の物件を破損することができることとされているが、たとえ災害時において災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るためといえども、当該破損行為は物件の所有者の受認すべき範囲を超えると考えられるため、破損された物件について損失補償を行うこととされたものである。

2 内容

警察官、自衛官及び消防吏員による法第76条の3第2項、第3項及び第4項に規定する処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 留意事項

(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律等に違反して駐車している車両を破損した場合も、損失補償を行うこととなる。これは、道路交通法の規定に基づく駐車違反については、刑事処分として又は免許制度上の行政処分として不利益取り扱いを受けることはあっても、本来当該駐車違反車両を破損することは認められているものではないため、違法駐車車両についてのみ、補償制度の対象としないという不利益を生じさせることはできないためである。

(2) 警察官、自衛官、消防吏員のいずれの破損行為についても、都道府県が損失補償を行うこととなる。

自衛官又は消防吏員が破損したときにも都道府県が損失補償を行うこととなるのは、

ア 当該措置は、都道府県公安委員会が行う通行禁止等を、担保するために行うものであること

イ 当該処分の実施主体は、基本的に警察官であり、自衛官又は消防吏員は警察官がその場にいない場合にいわば代行的に権限を行使していると考えられること

から、損失補償は、都道府県が行うのが適当と考えられるからである。